

札幌市立東苗穂小学校『学校いじめ防止基本方針』

平成27年 8月21日策定

はじめに

いじめ防止等対策推進法および札幌市いじめ防止等基本方針案に基づき、「いじめはどの子にもどの学校にも起こりうる」「いじめは絶対に許されない」「いじめられた子を絶対に守り通す」という基本方針に立ち、本校の児童が楽しく豊かな学校生活を送ることができる、いじめのない学校をつくるために『札幌市立東苗穂小学校いじめ防止基本方針』を策定した。

本校における「いじめ防止のための基本的な姿勢」を以下に示す。

- 平素からいじめについての共通理解を図っていきます。
- 教職員や児童の人権を尊重する感覚を高めます。
- 学校や学級内にいじめを許さない雰囲気をつくります。
- 学校教育のあらゆる機会を通じて、児童の自己肯定感や自己有用感を育みます。
- 児童と児童、児童と教員をはじめとする校内の温かな人間関係を築きます。
- 校内組織を挙げて、いじめを早期に発見し、適切な指導を行い、いじめ問題を早期に解決します。
- いじめ問題についての情報の共有を図り、保護者・地域そして関係諸機関との連携を深めます。
- 児童自らがいじめについて学び・防止対策に取り組んでいけるよう関わります。

1. 「いじめ」とは

いじめとは、本校に在籍している児童に対して、本校に在籍している等の一定の人間関係にある他の児童が行う、心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、いじめを受けた児童が心身の苦痛を感じているものである。

（いじめ防止対策推進法第2条）より

学校では「いじめ」を訴えてきた児童の立場に立ち、この「いじめ」の定義に関わらず、その訴えを真摯に受け止め、児童を守るという立場に立って事実関係を確かめ対応に当たる。

成長の途上にある児童は、生の人間関係の葛藤の中で、自己への認識や他者理解を深めるのであり、自らの意志によって問題を克服できるように支援し、社会性を

培っていくことが家庭や学校に求められているという認識に立って、「いじめ」と「人間関係のトラブル」を明確に区別する。

「いじめ」とは人間関係の中で優位に立つ者から低位の者が攻撃や圧迫を、一方的・継続的に受け、苦痛を感じている状況と捉え、人間関係全体を心情や事実関係を整理しながら、継続的・構造的に把握しながら認定していく。

2. いじめを未然に防止するために

○学校全体で

- ・定期的に担任教師と児童との個別面談を実施し、情報収集に努める。
- ・全教育活動を通じて、「いじめは絶対に許されない」という土壌をつくる。
- ・いじめに関するアンケート調査を年1回、個人懇談の折の教育相談を年2回実施し、結果の分析から教育的予防と早期発見、早期対応を教職員全体の共通認識のもとに行う。
- ・「いじめ問題」に関する校内研修会を行い、「いじめ」についての理解と実践力を高める。
- ・校長が「いじめ問題」に関する講話を全校朝会等において行い、「いじめは許されないこと」、いじめに気付いた時にはすぐに担任をはじめ周りの大人に知らせることの大切さを児童に伝える。
- ・いつでも誰にでも相談できる体制の充実を図る。

○児童に対して

- ・TTで教室に入った時等に、児童一人一人をつぶさに捉えて、気になる子については、すぐに話題にしていく。
- ・児童一人一人が認められ、お互いを大切にし合い、学級の一員として自覚できるような学級づくりを行う。また、学級のルールを守るといった規範意識の醸成に努める。
- ・分かるできる楽しい学びがいのある授業を行い、基礎・基本の定着を図るとともに学習に対する達成感や成就感がもてるよう心がける。
- ・思いやりの心や児童一人一人がかけがえのない存在であるという命の大切さを道徳の時間や学級指導を通して育む。
- ・「いじめは決して許されないこと」という認識をもつよう、様々な活動を通して継続的に指導する。
- ・見て見ぬふりをするのは「いじめ」をしていることにつながることや、「いじめ」を見たら友達や先生や周りの大人に知らせたり、やめさせたりすることの大切さを指導する。また、その際に知らせることは決して悪いことではなく、必要なことであることも併せて指導する。

○教員に対して

- ・児童一人一人が自分の居場所を感じられるような学級経営に努め、児童との信頼関係を深める。
- ・児童一人一人が自己実現を図ることができるよう、「子どもが生きる授業」を日々行うことに努める。
- ・児童に思いやりの心や命の大切さを育む道德教育や学級活動の充実を図る。
- ・「いじめは絶対に許されない」という姿勢を教員がもっていることを様々な活動を通し児童に示す。
- ・児童一人一人の変化に気付く、鋭敏な感覚をもつように努める。
- ・児童や保護者からの話を親身になって最後まで聞く姿勢をもつ。
- ・「いじめ」の構造やいじめ問題の対処等「いじめ問題」についての理解を深める。特に自己の人権感覚を磨き、自己の言動を振り返るようにする。
- ・問題を抱え込まず、管理職への報告や同僚への協力を求める意識をもつ。

○保護者・地域に対して

- ・子の養育は保護者が第一義的な責任を負うことから、児童が発するサインに気付いたら、学校に相談することの大切さを伝える。
- ・「いじめ問題」の解決には、学校、家庭、地域の連携を深めることが大切であることを学校便り等を通して伝え、理解と協力をお願いする。

3. いじめの早期発見・早期対応について

○早期発見に向けて — 「変化に気付く」

- ・一人一人の児童の様子について、担任をはじめとする多くの教職員で見守り、気付いたことを学年研修、運営委員会やいじめ防止対策委員会を通じて共有し、学校として組織的に対応する。
- ・変化の見られる児童には、積極的に声かけを行い、児童に安心感をもたせる。
- ・アンケート調査等を活用し、児童の人間関係や学校生活等の悩みの把握に努め、ともに解決していこうとする姿勢を示して、児童との信頼関係を深める。

○相談 — 「誰にでも」相談ができる

- ・日常からいじめに限らず、困りや悩みがあれば、誰にでも相談できることや相談することの大切さを伝える。
- ・いじめられている児童や保護者の訴えは親身になって聞き、児童の悩みや苦しみを受け止め、児童や保護者を支える。また、その際いじめから守る姿勢をもって対応することを伝える。

- ・いじめを受けている児童が自信や存在感を感じられるような励ましを行う。
- ・いじめに関する相談を受けた教職員は、管理職へ報告するとともに、いじめ防止対策委員会を通して、校内で情報を共有するようにする。

○早期の解決を — 「傷口は小さいうちに」

- ・教員が気付いた、あるいは保護者から相談があった「いじめ」について、事実を早期に把握する。その際、被害者、加害者といった二者関係だけではなく、構造的に問題を捉える。
- ・事実関係を把握する際には、学校として組織的に行う。
- ・いじめている児童については、「いじめは絶対に許されない」姿勢で臨み、まずはいじめることを止めさせる。
- ・いじめめることは、相手を深く傷付け、苦しめているということに気付かせるような指導を行う。
- ・いじめを行ってしまう気持ちを聞き、その児童の心の安定を図る指導を行う。
- ・事実関係を正確に当該の保護者に伝え、学校での指導、家庭での指導や対応の仕方について、学校と連携し合っていくことを伝えていく。

4. 校内体制等について — 別添 (H27.5 職員会議提案)

- ・「いじめ防止対策委員会」を校内に設置する。構成は、学びの支援コーディネーター、教頭、担任外教諭、養護教諭、学年主任、学級担任とする。
- ・役割として、本校のいじめ防止等の取組に関することや相談内容の把握と分析、児童や保護者へのいじめ防止の啓発等に関するを行う。
- ・いじめの相談があった場合には・事実関係の把握、関係児童や保護者への対応等について協議して行う。なお、いじめに関する情報については、児童の個人情報の取り扱いを考慮しながら、本校の教職員が共有するようにする。

5. 教育委員会をはじめとする関係諸機関との連携について

- ・いじめの重大な事態発生時の対応については、法に則して、札幌市教育委員会に指導・助言を求めて、学校として組織的に動く。
- ・必要に応じて、警察など関係諸機関への連絡を行い、連携しながら対応に当たる。
- ・地域全体で、「いじめは絶対に許さない」という認識を広めることが大切であることから、PTAや地域の会合等で、いじめ問題など健全育成について話し合いを勧めることを願います。